

厚生労働省発老第29号  
平成13年2月6日

各 都道府県知事 殿

厚 生 労 働 事 務 次 官

平成12年度介護保険事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成12年9月7日厚生省発老第132号本職通知の別紙「平成12年度介護保険事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙のとおり改正され、平成12年11月22日から適用することとされたので通知する。

ただし、4の表1の高齢者痴呆介護研究センター運営事業の基準額の改正については、平成12年4月1日より適用する。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

平成12年度介護保険事業費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 介護保険事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生省所管補助金等交付規則（昭和31年厚生省令第30号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、都道府県が行う介護保険制度施行支援事業、認定調査従事者研修事業、介護認定審査会委員研修事業、主治医研修事業、介護支援専門員養成研修事業、介護支援専門員現任研修事業、都道府県又は指定都市が行う痴呆介護情報ネットワーク構築事業、社会福祉法人等が行う痴呆介護情報ネットワーク構築事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業、社会福祉法人が行う高齢者痴呆介護研究センター運営事業に対して東京都、愛知県、仙台市が補助する事業、国民健康保険団体連合会が行う苦情処理業務に対し都道府県が補助する事業及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額减免措置事業、離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業に対して都道府県が補助する事業並びに市町村が行う情報通信等連携システム構築事業、介護保険広域化支援事業（一般事業）、支給限度額一本化システム開発事業に要する経費の一部又は全部を補助することにより、介護保険制度の円滑な施行に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

(1) 介護保険制度施行支援事業

平成12年6月29日老発第550号厚生省老人保健福祉局長通知「介護保険制度施行支援事業の実施について」に基づき、都道府県が行う事業

(2) 苦情処理業務支援事業

平成12年6月29日老発第550号厚生省老人保健福祉局長通知「介護保険制度施行支援事業の実施について」に基づき、国民健康保険団体連合会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(3) 認定調査従事者研修事業

平成12年6月12日老発第521号厚生省老人保健福祉局長通知「認定調査員

等研修事業の実施について」の別添1に基づき、都道府県が行う事業

(4) 介護認定審査会委員研修事業

平成12年6月12日老発第521号厚生省老人保健福祉局長通知「認定調査員等研修事業の実施について」の別添2に基づき、都道府県が行う事業

(5) 主治医研修事業

平成12年6月12日老発第521号厚生省老人保健福祉局長通知「認定調査員等研修事業の実施について」の別添3に基づき、都道府県が行う事業

(6) 介護支援専門員養成研修事業

平成11年4月2日老発第316号厚生省老人保健福祉局長通知「介護支援専門員養成研修事業の実施について」に基づき、都道府県が行う事業

(7) 介護支援専門員現任研修事業

平成12年9月19日老発第646号厚生省老人保健福祉局長通知「介護支援専門員現任研修事業の実施について」に基づき、都道府県が行う事業

(8) 高齢者痴呆介護研究センター運営事業

平成12年5月8日老発第477号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者痴呆介護研究センター運営事業の実施について」に基づき、社会福祉法人が行う事業に対して東京都、愛知県及び仙台市が補助する事業

(9) 法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業

平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の別添1に基づき、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(10) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の別添2に基づき、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(11) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業

平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の別添3に基づき、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(12) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の別添4に基づき、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(13) 痴呆介護情報ネットワーク構築事業

ア 平成12年11月22日老発第783号厚生省老人保健福祉局長通知「痴呆介護情報ネットワーク整備事業の実施について」に基づき、都道府県又は指定都市が行う事業

イ 平成12年11月22日老発第783号厚生省老人保健福祉局長通知「痴呆介

護情報ネットワーク整備事業の実施について」に基づき、社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業

(14) 情報通信等連携システム構築事業

平成12年11月22日老発第779号厚生省老人保健福祉局長通知「介護保険広域化支援事業及び支給限度額一本化システム開発事業の実施について」の別紙1の3の(1)に基づき、市町村が行う事業

(15) 介護保険広域化支援事業（一般事業）

平成12年11月22日老発第779号厚生省老人保健福祉局長通知「介護保険広域化支援事業及び支給限度額一本化システム開発事業の実施について」の別紙1の3の(2)に基づき、市町村が行う事業

(16) 支給限度額一本化システム開発事業

平成12年11月22日老発第779号厚生省老人保健福祉局長通知「介護保険広域化支援事業及び支給限度額一本化システム開発事業の実施について」の別紙2に基づき、市町村が行う事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次の表の第1欄に定める区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(13)のア、(14)及び(15)の事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(2)及び(13)のイの事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、都道府県又は指定都市が補助した額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 3の(8)の事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費からその他の収入額（寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と東京都、愛知県又は仙台市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(4) 3の(9)、(10)、(11)及び(12)の事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較

して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。・

イ アにより選定された額に、4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

#### (5) 3の(16)の事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
介護保険制度施行支援事業	厚生大臣が必要と認めた額	介護保険制度施行支援事業に必要な報酬、報償費、旅費、賃金、需用費、備品購入費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借料	$\frac{1}{2}$
苦情処理業務支援事業	厚生大臣が必要と認めた額	国民健康保険団体連合会が行う事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費（社会保険料に限る。）、報償費、旅費、賃金、需用費、備品購入費、役務費、委託料、負担金、補助金、使用料及び賃借料	$\frac{1}{2}$
認定調査従事者研修事業	厚生大臣が必要と認めた額	認定調査従事者研修事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	$\frac{1}{2}$
介護認定審査会委員研修事業	厚生大臣が必要と認めた額	介護認定審査会委員研修事業に必要な	1

員研修事業		報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	2
主治医研修事業	厚生大臣が必要と認めた額	主治医研修事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	$\frac{1}{2}$
介護支援専門員養成研修事業	厚生大臣が必要と認めた額	介護支援専門員養成研修事業に必要な報償費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	$\frac{1}{2}$
介護支援専門員現任研修事業	厚生大臣が必要と認めた額	介護支援専門員現任研修事業に必要な報償費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	$\frac{1}{2}$
高齢者痴呆介護研究センター運営事業	中央センター（東京都分） 76,664千円  地方センター（愛知県分） 69,258千円  地方センター（仙台市分） 69,258千円	高齢者痴呆介護研究センターが行う事業に必要な報酬、給料、職員諸手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、委託料	定額
法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業	厚生大臣が必要と認めた額	法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費、使用料及び賃借料	$\frac{2}{3}$
障害者ホ	厚生大臣が必要と認めた額	障害者ホームヘルプ	

ームヘル プサービ ス利用者 に対する 支援措置 事業		サービス利用者に対する支援措置事業に必要な資金、旅費、需用費、役務費、扶助費、使用料及び賃借料	$\frac{2}{3}$
社会福祉 法人等に よる生計 困難者に に対する介 護保険サ ービスに 係る利用 者負担額 減免措置 事業	厚生大臣が必要と認めた額	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業に必要な補助金、負担金、交付金、繰出金、賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費、使用料及び賃借料	$\frac{2}{3}$
離島等地 域における 特別地 域加算に 係る利用 者負担額 軽減措置 事業	厚生大臣が必要と認めた額	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業に必要な補助金、負担金、交付金、繰出金、賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費、使用料及び賃借料	$\frac{2}{3}$
痴呆介護 情報ネットワー ク構築事業	厚生大臣が必要と認めた額	事業に必要な需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	$\frac{1}{2}$ 高齢者痴 呆介護研究 センター運 営事業を実 施する社会 福祉法人が 行う事業に 対して東京 都、愛知県、 仙台市が補 助する事業  $\frac{10}{10}$

情報通信等連携システム構築事業	厚生大臣が必要と認めた額	情報通信等連携システム構築事業に必要な報償費、旅費、賃金、需用費、工事請負費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	$\frac{10}{10}$
介護保険広域化支援事業(一般事業)	厚生大臣が必要と認めた額	介護保険広域化支援事業(一般事業)に必要な報償費、旅費、賃金、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	$\frac{10}{10}$
支給限度額一本化システム開発事業	厚生大臣が必要と認めた額	支給限度額一本化システム開発事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金、使用料及び賃借料	定額

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の区分間における費用の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生大臣の承認を受けなければならない。
  - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (6) 厚生大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県又は指定都市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(7)に掲げる条件と間接補助事業者が地方公共団体の場合には(8)、地方公共団体以外の場合には「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において(1)から(4)及び(6)中「厚生大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは、「都道府県」と、(5)中「厚生大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。
- (11) 指定都市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(7)に掲げる条件と「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において(1)から(4)及び(6)中「厚生大臣」とあるのは、「指定都市市長」と、「国庫」とあるのは、「指定都市」と、(5)中「厚生大臣の承認」とあるのは、「指定都市市長の承認」と読み替えるものとする。
- (12) (10)又は(11)により付した条件に基づき、都道府県知事又は指定都市市長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させことがある。

#### (申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事は、別紙様式第2の(1)による申請書に関係書類を添えて、平成12年9月11日までに厚生大臣に提出して行うものとする。
- (2) 指定都市又は市町村の長は、別紙様式第2の(2)による申請書に関係書類を添えて、平成12年9月11日までに厚生大臣に提出して行うものとする。
- ただし、3の(16)の事業について適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金

等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行う場合については、当該事業分を別葉にして、別紙様式第2の(3)による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとし、都道府県知事は、別紙様式第2(3)の申請書を受理した時は、その内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い適正と認めたときは、これを取りまとめの上、別紙様式第2の(1)により関係書類を添えて平成13年2月22日までに厚生大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、平成13年1月19日までに厚生大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生大臣は6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 9 適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を行う都道府県知事は、3の(16)の事業に係る補助金について厚生大臣の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときは、市町村長に対し、別紙様式第3の(1)、別紙様式第3の(2)又は別紙様式第3の(3)により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第4の(1)による事業実績報告書に関係書類を添えて平成13年4月10日（ただし、5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生大臣に提出して行わなければならない。
- (2) 指定都市又は市町村の長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第4の(2)による事業実績報告書に関係書類を添えて、平成13年4月10日（ただし、5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生大臣に提出して行わなければならない。

ただし、3の(16)の事業について適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行う場合については、当該年度の事業が完了したときは、当該年度分を別葉にして、別紙様式第4の(3)による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日（ただし、5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、別紙様式第4の(3)の書

類を受理したときは、その内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式第4の(1)により関係書類を添えて平成13年4月10日までに厚生大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 11 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。